会員各位

令和６年３月１日
西尾労働基準協会

会報２０２４年３月号　目次のご案内

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク　ＵＲＬ　西尾労働基準協会 (nishio-rouki.co

３月１日㈮掲載

今月号は　２０２４年４月から義務化となる　化学物質管理責任者
保護具着用管理責任者の選任に絞りました。１２月実施のアンケート結果
この義務化の周知度が２０％でしたのでこの対応です。
貴社内の対応状況を今一度　ご確認願います。

「お知らせ」

◇　【４月から義務化】
化学物質管理責任者と保護具着用管理責任者の選任について

■西尾労働基準協会より

■監督署より

■県下１４協会を代表して　愛知労働基準協会より

◇　【受付開始】保護具着用管理責任者講習
2024年5月24日㈮　、8月23日㈮　年２回実施
場所　コンベンションホール

◇　【確定】２０２４年度　技能講習、法定安全教育　年間計画
＊化学物質管理者、　保護具着用管理者講習含む

「会報」

◇　２０２３年　年間　愛知県と西尾市

◇　災害統計　２０２４年１月　西尾市

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

この冊子でお伝えしたいこと

2024年３月１日
西尾労働基準協会

◇安衛法の大きな分岐点である自律的安全管理が
・2023年４月より化学物質よりスタートしています
・今後　他分野へ拡大しますので　無駄、無理なくでき　継続できるよう
　全体を見据えたまとめ方を最初から実施しましょう　　推奨：西尾モデル

◇直近では　コンプライアンス対応願います
・2024年４月には　下記の選任が義務化されます
　　化学物質管理責任者
　　保護具着用管理責任者
・講習会受講は　後からでもOKですので　必ず４月には選任ください

結果

西尾から大きな災害を出さない 発生件数推移

対象:西尾の発注者、被災者

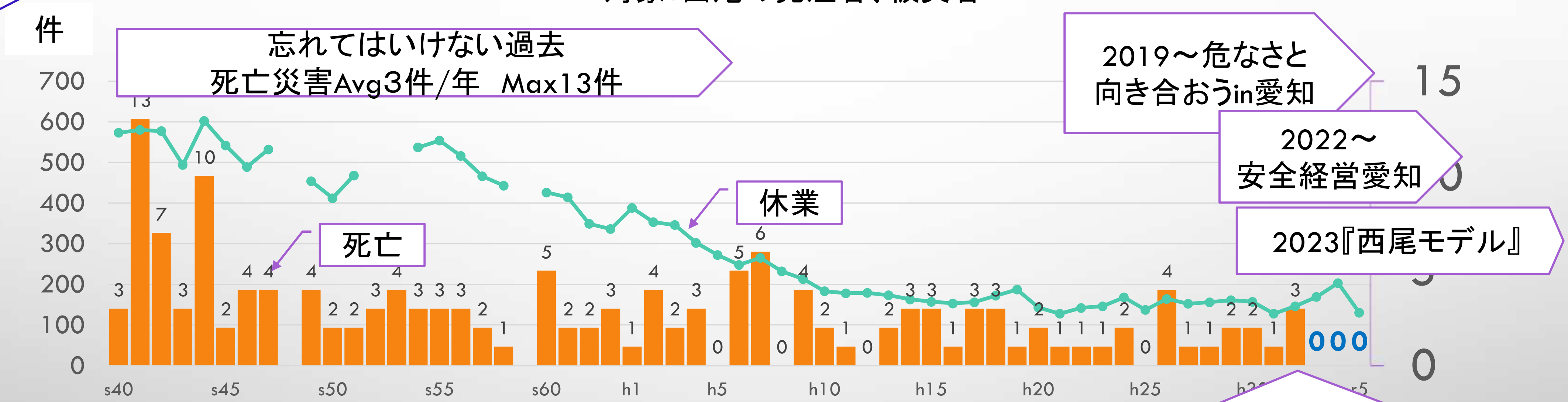

2021-2023皆様の努力で初の3年間ゼロ　ごくろうさまです

死亡災害3年間ゼロ　“証”見えないが確かに発生確率が下がってきた
今後の課題は継続　西尾は未然防止のステージへ　それは
『作業』と『危険源』の関りを調べて『マネジメント』を可視化し説明責任を果たすこと

無駄なく対応する為に
全体を見る

『作業』と『危険源』の関りを調べて『マネジメント』
皆が説明責任を果たせるように～

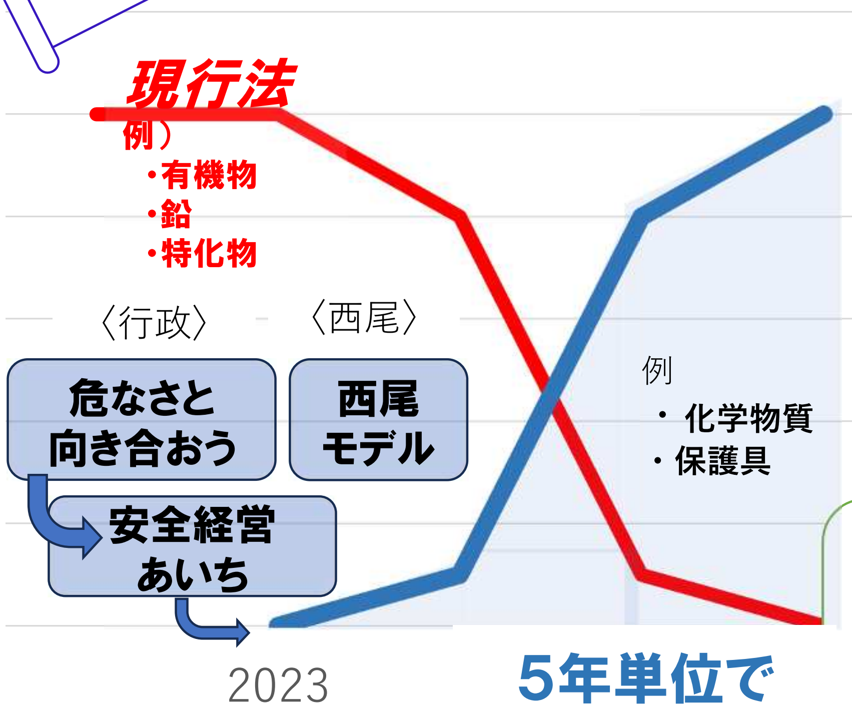

第14次防で導入　5年単位で 見直し　拡大

自律的安全管理へ

分野　　災害多発順
◆動力はさまれ
◆墜落
◆重量物
◆車両
◆熱
◆感電
◆<u>化学物質</u>

2023化学物質から義務化
1年後2024年４月に義務化
・化学物質管理責任者選任
・保護具着用責任管理者選任
化学物質だけ注視しない

懸念と課題

〈懸念〉
❶義務化のみ対応し
他分野災害増

❷分野毎で工数増
事務的になる
やり直し多
やめる
👉工数ロス
👉災害

〈課題〉
①化学物質も
全体の１つ
・・とした展開

②同じまとめ方
〈西尾モデル〉
👉最少工数
👉継続へ
👉伝承も可能
👉災害減少継続

◆全体を見据えて　継続には“作業と危険源の関りを調べてマネジメント”に沿って
最初から全ての分野で同じまとめ方がいい　(西尾モデルだと可能)
◆直近では　コンプライアンス対応　２０２４年４月義務化　化学物質管理責任者

リスクアセスメント
全分野　同じまとめ方
推奨

【動力挟まれ/巻き込まれ】　危険源リスト

KOKUNE LTD

危険源							作業	マネジメント									
危険源名称/場所	写真	STOP6	推力	部位	災害程度	評価点①	使用頻度 作業	洗い出ししくみ有無 危険源	洗い出ししくみ有無 作業	◆囲 ◆止める ◆止まる 規定 有/無	左記 ◆止める 手順書 織り込み 有/無	異常処置 教育受講% 有/無	トータル評価	評価点②	ポカヨケ ◆囲う ◆止まる 有/無	評価点③	総合評価点
シャッター/アルミ風除室		挟み 巻き込まれ	200kg未満 10km/h未満	頭	重傷	10											
				体幹部	中傷												
				腕脚	中傷												
				指	中傷												
車両			1t以上	頭	致命傷												
				体幹部	致命傷												
面加工機 アングルパレット 主軸		挟み 巻き込まれ	10.7kN	頭		10											
				体幹部													
				腕脚	重傷												
				指	重傷												
面加工機 アングルパレット マガジン		挟み 巻き込まれ	25.1kN	頭		10											
				体幹部													
				腕脚	重傷												
				指	重傷												
				指	重傷												
				指	重傷												

危なさと 向き合おう

1KN以上を危険源マップへ

【動力挟まれ/巻き込まれ】　重傷以上を想定した　危険源マップ

KOKUNE LTD.

※　評価点①（危害の大きさ）・評価点②（ソフト面）・評価点③（ポカヨケハード面）　別紙F
※　マネジメント見える化の内容は　世間で発生した災害要因ワースト３をルール化したものを自律型対策内容として使用　別紙G

危険源								作業	マネジメント									総合評価点	
No.	危険源名称/場所	写真	STOP6	推力	部位	災害程度	評価点①	使用頻度 作業	洗い出ししくみ有無 危険源	洗い出ししくみ有無 作業	◆囲う ◆止める ◆止まる 規定 有/無	左記 ◆止める 手順書 織り込み 有/無	異常処置 教育 しくみ 有/無	トータル評価	評価点②	ポカヨケ ◆囲う ◆止まる 有/無	評価点③	総合評価点	
C-2	5面加工機 シングルパレット 主軸		挟み 巻き込まれ	10.7kN	頭 体幹部 腕脚 指	 重傷 重傷	10	頻繁 定常	有	有	有	有	有	○	0	有	0	10	OK
C-5	5面加工機 シングルパレット マガジン		挟み 巻き込まれ	25.1kN	頭 体幹部 腕脚 指	 重傷 重傷	10	時々 低定常	無	無	無	無	有	×	5	有	0	15	NG
C-7	5面加工機 シングルパレット ATC		挟み 巻き込まれ	25.1kN	頭 体幹部 腕脚 指	 重傷 重傷	10	時々 低定常	無	無	無	無	無	×	5	有	0	15	NG
C-8	5面加工機 シングルパレット AAC		挟み 巻き込まれ	25.1kN	頭 体幹部 腕脚 指	 重傷 重傷	10	時々 低定常	無	無	無	無	無	×	5	有	0	15	NG
C-11	5面加工機 パレチェン付き 主軸		挟み 巻き込まれ	10.7kN	頭 体幹部 腕脚 指	 重傷 [illegible]	10	頻繁 定常	無	無	無	無	無	×	5	有	0	15	NG
C-12	5面加工機		挟み	39.3kN															
C-16	5面加工機		挟み	25.1kN															
C-17	5面加工機		挟み	25.1kN															
C-18	5面加工機		挟み	25.1kN															
C-21	横型マシニング		挟み	14.3kN															
C-22	横型マシニング		挟み	39.3kN															
C-25	横型マシニング		挟み	25.1kN															
C-29	立型マシニング		挟み	25.1kN															
C-30	立型マシニング		挟み	25.1kN															
C-35	門型マシニング		挟み	25.1kN															
C-38	立型複合加工機		挟み	39.3kN															
C-46	アルミ加工機		挟み	25.1kN															
C-50	アルミ加工機		挟み	25.1kN			10	時々	無	無	無	有	無	×	5	有	0	15	

危なさと 向き合おう
＊発生可能性が下がった証が見える1つの工夫

コクネ製作　危険源マップ(動力源　重傷以上)

初版 2023/01/06
改定

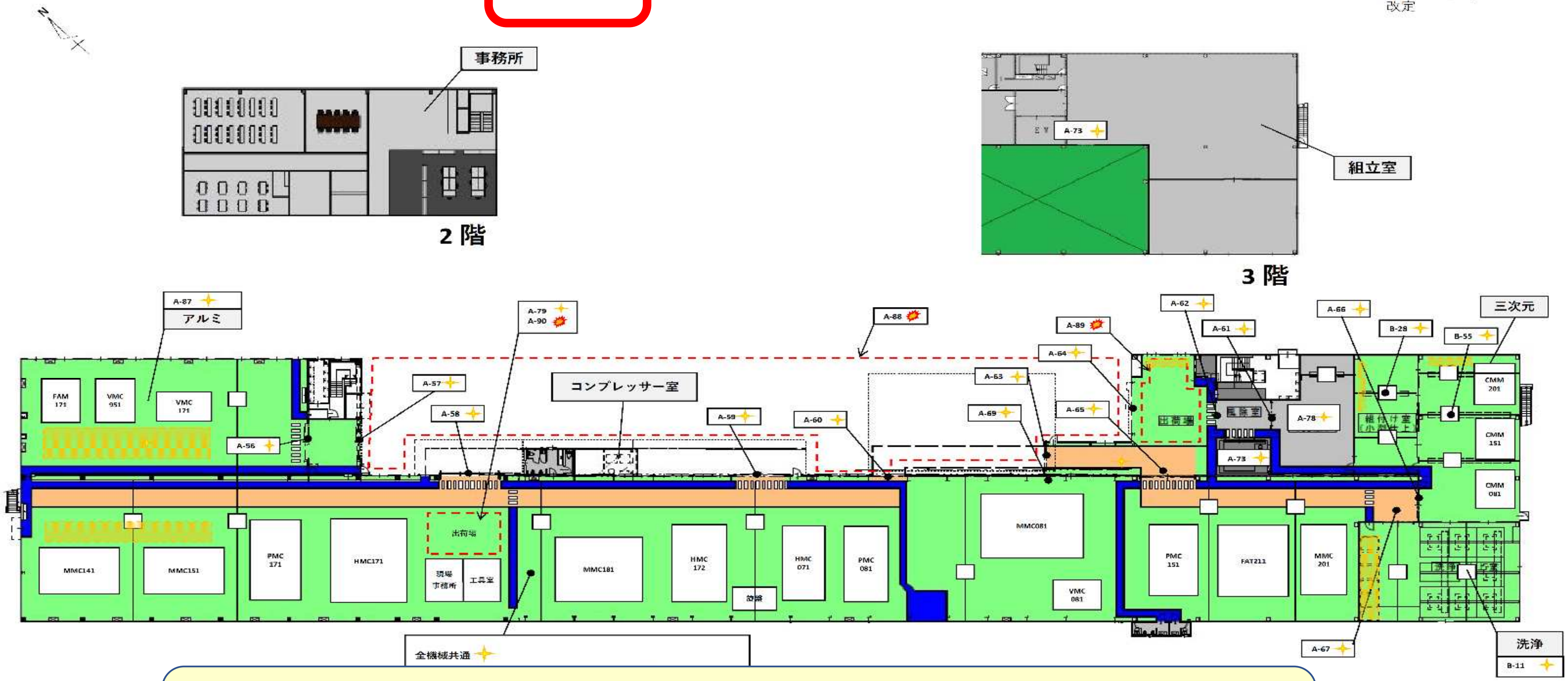

【危険程度凡例】

致命傷：

トップ自らマップに沿って現地現認
特にソフト＆ポカヨケ併用管理となっているか

西尾労働基準協会作成

参考　化学物質
現在の最終フォーム

国の推奨教材は
クリエイトシンプルで
一点一葉

リスクアセスメント実施レポート

【リスクアセスメント結果が転記】

No：1
実施日：2018/2/26
実施者：みずほ

結果呼出　入力内容クリア

タイトル	ミネラルスピリットを用いた洗浄作業
商品名等	ミネラルスピリット
作業内容等	A室において、ミネラルスピリット（トリメチルベンゼン20%含有）を用いて○○の洗浄を行う作業
CAS番号	25551-13-7
物質名	トリメチルベンゼン

	項目	現状	対策後	リスク低減対策の検討		
有害性	目標管理濃度[ppm]	0.05 ～ 0.5	0.05 ～ 0.5	※以下のQ1～Q9の選択肢を変更し、【再度リスクを判定】をクリックすることによって、リスク低減対策後の結果が表示されます。		
	ばく露限界値[ppm]	25	25			
	目や皮膚に有害な影響	S	S			
ばく露	性状	液体	液体			
	Q1.揮発性・飛散性	低揮発性	低揮発性	低揮発性（沸点：150℃以上）		
	Q2.取扱量	少量	少量	少量（100mL以上～1000mL未満）		
	Q3.含有率	5%以上～25%未満	5%以上～25%未満	5%以上～25%未満		
	Q4.スプレー作業の有無	いいえ	いいえ	いいえ		
	Q5.塗布面積1m²超	いいえ	いいえ	いいえ		
	Q6.換気レベル	換気レベルB	換気レベルD	換気レベルD（外付け式局所排気装置）		
	Q7.作業時間	1時間超～2時間以下	1時間超～2時間以下	1時間超～2時間以下		
	Q8.作業頻度	5日／週	5日／週	週1回以上	5	日／週
	Q9.呼吸用保護具[任意]					
	フィットテストの方法					
	推定ばく露濃度[ppm]	0.6 ～ 6	0.03 ～ 0.3			
リスク	リスクレベル	Ⅱ & S	Ⅰ & S	再度リスクを判定		
	リスクレベル（吸入）の説明	良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。	十分に良好です。			
		目や皮膚に有害な影響があります。保	目や皮膚に有害な影響があります。保			

化学物質も『危険源』と『作業』の関りを調べて『マネジメント』型
ただ　一点一葉

西尾労働基準協会作成

化学物質もリスト化　マップ化

『危険源』『作業』『マネジメント＊現場管理項目のみ列挙』で構成した化学物質リスト

危険源				作業	マネジメント企画と現状																														
銘柄	代表的な物質	ばく露限界値	評価重篤度		ばく露推定値	規制法令＊保護具着用管理者関連	Q2 量		Q6 換気状況		Q7 作業時間		Q8 作業頻度		Q9 呼吸保護具		Q11 防護手袋		Q12 手袋使用教育		Q6 換気状況		Q13 取扱温度		Q14 着火源除去		Q15 隣接で有機物・金属取扱い		健康診断		作業記録		可能性評価 ※1つでも×があったら5点	可能性評価 ※ポカヨケ　無し5点	総合評価
シンナー	トルエン	20 ppm	10	保管	0.05	危険物	100ml以下	○	密閉容器	○	～30分	○	1回/週	×	-		－		－		工学全体	○	室温以下	○	要	○	－		－		－		5	5	20
				小分け	5	危険物	中	○	外付け式	○	～30分	○	3回/週	○	-		通常	○	要	○	外付け式	○	室温以下	○	要	○	－		－		－		0	5	15
				使用①	10	有機	中	○	工業全体	○	～4時間	○	1回/月	×	全面防毒	○	耐透過	○	要	○	工業全体	○	室温以下	○	要	○	－		－		－		5	0	15
				使用②	2.25	有機	微	○	工業全体	○	～4時間	○	5回/週	○	半面防護	○	通常	○	要	○	工業全体	○	室温以下	○	要	○	－		1回/年	○	－		0	0	10

ピンク　１０点
オレンジ　７
黄色　　３
緑　　　１

例　ピンク　オレンジは
全社委員会報告対象

全社会議に

当社で大きな災害が想定できる箇所と今の管理

動力挟まれ
重量物
車両
墜落

感電
熱
化学物質

同じまとめ方で　全社会議討議案件に

対象は
全産業です

店舗、家庭でも

危険源　程度評価基準

6/15

⋮　重量物　　物が落下した、物が転倒してきた

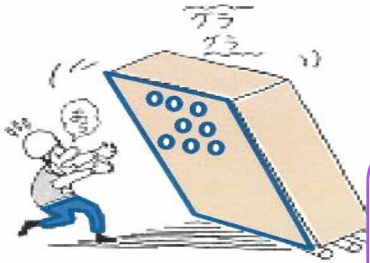

危害ひどさ

物の重さ、硬さ		落下物及び転倒物の高さ 1m未満	3m未満	4m未満	4m
1kg未満	軟質	軽	軽	中	中
1kg未満	硬質	軽	中	中	重
10kg未満	軟質	軽	中	重	致命
10kg未満	硬質	軽	重	重	致命
50kg未満	軟質	中	重	致命	致命
50kg未満	硬質	中	致命	致命	致命
50kg以上	軟質	中	重	致命	致命
50kg以上	硬質	重	致命	致命	致命

大きなケガとなる
高エネルギー物体が
貴社のどこに存在するか・・・
ここが調査の第一歩

店舗、家庭でも

	危険源　程度評価基準	8/16

墜落編　　墜落した、転落した

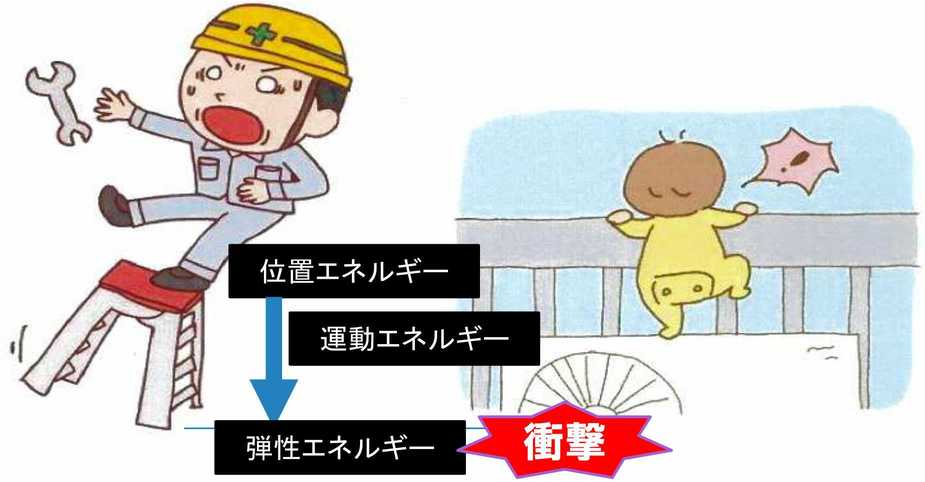

危害ひどさ		
2m以上の高さ	1m≦h <2mの高さ	1m未満の高さ
致命	**重**	**軽**

店舗、家庭でも

	危険源　程度評価基準	10/15

熱源　　火傷、低温火傷した　　熱中症

危害ひどさ				
温度	受傷部位			
	全身	体幹部(半身以下)	顔又は頭部	手足等身体の一部
45℃以上 70℃未満	**重**	**中**	**軽**	**軽**
70℃以上 100℃未満	**重**	**重**	**軽**	**軽**
100℃以上	**致命**	**重**	**中**	**軽**

危険源　程度判断基準

目次

区分	シリーズ	エネルギー	ページ数
STOP 6	A　動力挟まれ/巻き込まれ編　①	推力　KN	3
	②	ローラー隙間	4
	B　重量物編　①	質量kgと移動速度km/h	5
	②	質量kgと落下m	6
	C　車両編	質量kgと移動速度km/h	7
	D　墜落編	高さm	8
	E　電　気	電流A 電圧V	9
	F　熱	温度℃	10
	鋭利なもの	深さｃｍ	11
	転倒	―	12
	音	音量dB	13
	振動	―	14
	目に異物が混入	―	15

第９５回安全週間説明会
令和４年６月３日での説明対象

○　推力自動計算のご紹介

○"家庭でも調査しましょう"RA電気編

熱編は　後世に伝承をテーマに
事例でご説明

12　エクセルあり

今は　●を見て頂きました　　全体は　DVD参照願います
*ここに載ってないものは自社で調べて自社の安全規定に追加ください

安全の国際規格 ISO45001　2018年～

✓主な規格化の流れ

	2000年	2010年	2018年
世界	●1999年 OHSAS18001発行 ●2001年 ILO（国際労働機関）ILO-OSH2001発行		**●2018年 ISO45001**
日本	●1999年 労働省（現厚生労働省） 労働安全衛生マネジメントシステム指針(OSHMS)		**●2018年 JIS-Q 45001 発行**

	民間規格	国際規格
世界	OHSAS ILO 他	2018年3月 ISO45001
日本	平成16年 JISHA方式 OSHMS	2018年10月 JISQ45001

初の国際規格

ISO45001の内容

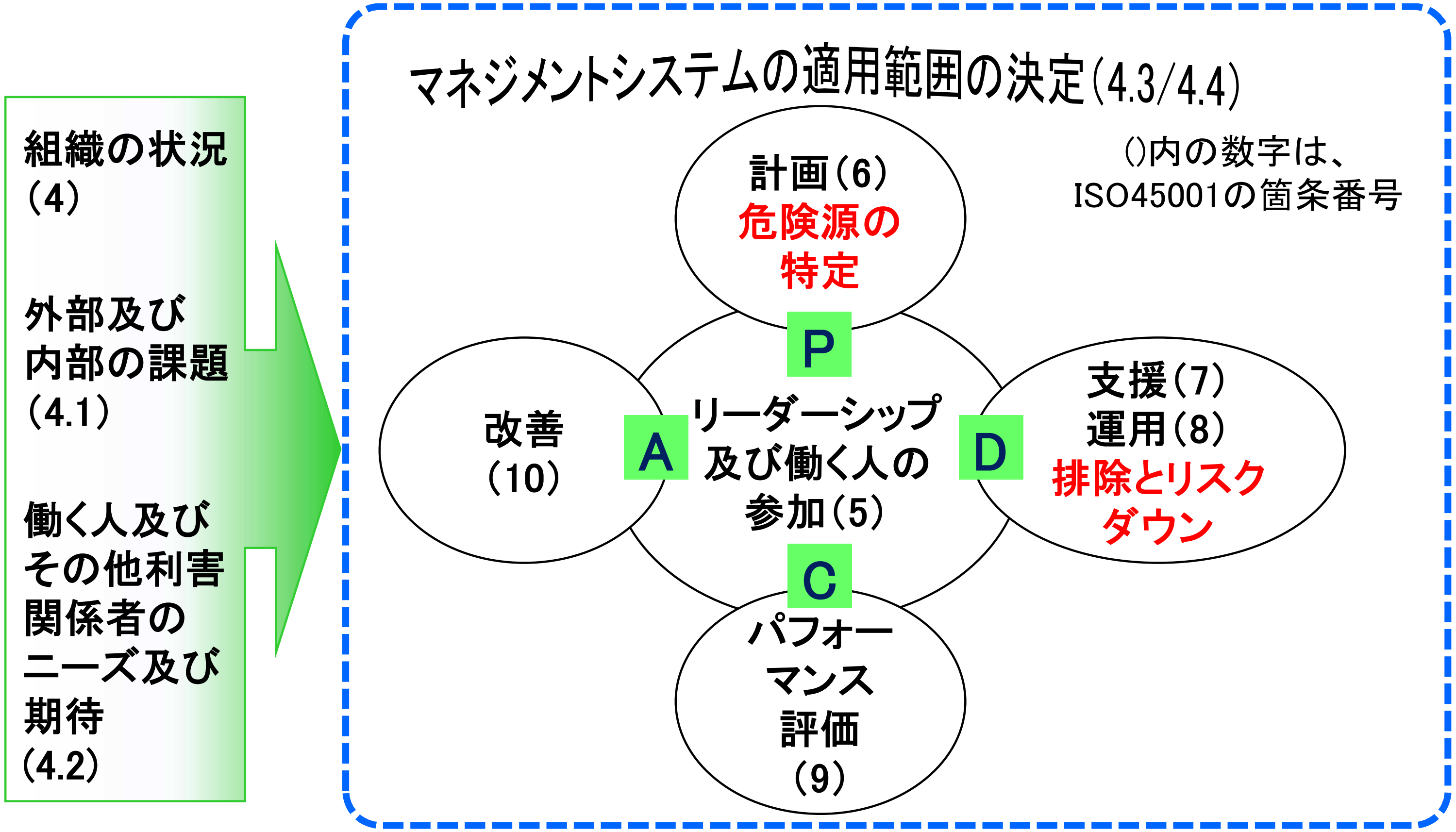

危険源の特定から入り　そのリスクダウンに向けた
PDCAをまわすしくみ　　西尾モデルも一緒

西尾は　作業と危険源の関りを調べてマネジメント
を法定教育に織り込み　事例にてお伝えしています

<table>
<tr><th></th><th>～９名</th><th>１０～４９名</th><th>５０名以上</th></tr>
<tr><td rowspan="2">(経営者)
管理者</td><td>ー</td><td>安全衛生推進者</td><td>安全管理者選任時</td></tr>
<tr><td colspan="3">・化学物質管理者　　2024.4～
・保護具着用管理者　2024.4～</td></tr>
<tr><td>監督者</td><td colspan="3">・職長教育　　＊今後５年更新教育化</td></tr>
<tr><td>従業員</td><td colspan="3">・新人教育</td></tr>
</table>

西尾会場

事業計画より 講習・教育を抜粋

改訂 令和6年2月27日
2025年2.3月研修会場決定に伴う変更
西尾労働基準協会

令和6年度(2024年度) 技能講習、特別教育、安全教育

確定版

	日数	対象	労働安全衛生法	会場 上段:学科 下段:実技	令和6年 2024年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 2025年 1月	2月	3月	受講料(円)	内訳 上:受講 中:テキ 下:食事	食事

西尾市文化会館の改修（２０２３/６～２０２５/１）により 学科は西尾コンベンションホールで行います

技能講習(愛知労働基準協会主催)

	日数	対象	労働安全衛生法	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講料(円)	内訳	食事
ガス溶接作業 (学科2日、実技1日)		従事者	第61条	学科 西尾コンベンションホール 実技 アイシン						12 14							13,780	12,900 880 —	学科:昼食各自持参 実技:昼食各自持参
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 (学科2日)		監督者	第14条	学科 西尾コンベンションホール 実技 —			13,14 —		1,2 –								13,780	11,800 1,980 —	学科:昼食各自持参

特別教育(西尾労働基準協会主催)

西尾協会は2024年度よりインボイス対応となります

	日数	対象	労働安全衛生法	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講料(円)	内訳	食事
アーク溶接	(3日)	従事者	第59条 3項	学科 西尾コンベンションホール 実技 アイシン								6,7 9					会員 21,210 非会員 26,210	20,000 1,210 —	学科:昼食各自持参 実技:昼食各自持参
自由研削といし	(1日)	従事者	第59条 3項	学科 アイシン 実技 アイシン								22					会員 11,320 非会員 16,320	10,000 1,320 —	昼食各自持参

法定安全教育(西尾労働基準協会主催)

	日数	対象	労働安全衛生法	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講料(円)	内訳	食事
化学物質管理責任者 CREATE-SIMPLE*実習あり*	(1日)	管理者	安衛則 第12条の5	学科 西尾駅前 西尾コンベンションホール			28			20 無料 フォロー会	25						会員 16,980 非会員 21,980	15,000 1,980 —	学科:昼食各自持参
保護具着用管理責任者	(1日)	管理者 10～49名	第12条 2項	学科 西尾駅前 西尾コンベンションホール		24			23	注意）特化物、有機溶剤、鉛 受講で 保護具着用管理者選任できます							会員 16,980 非会員 21,980	15,000 1,980 —	学科:昼食各自持参
安全衛生推進者養成	(2日)	管理者 10～49名	第12条 2項	学科 西尾文化会館										23, 24			会員 17,430 非会員 22,430	16,000 1,430 —	学科:昼食各自持参
安全管理者選任時	(1日)	管理者 50名以上	第11条	学科 西尾文化会館											28		会員 18,650 非会員 23,650	17,000 1,650 —	学科:昼食各自持参
職長・現場監督者 安全衛生	(2日)	監督者	第60条	学科 西尾文化会館											6, 7		会員 13,880 非会員 18,380	13,000 880 —	学科:昼食各自持参
雇入時(新入者) 安全衛生	(1日)	新入者	第59条	学科 車無しの新人の為 西尾コンベンションホール												28	会員 7,880 非会員 12,880	7,000 880 —	学科:昼食各自持参

終

＜化学物質の新たな規制・管理について＞

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は、数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明の物質が多く含まれています。化学物質を原因とする労働災害は、有機溶剤、特定化学物質として規制されていない物質に起因するものが約８割となっています。これらを踏まえ、国がGHS分類により危険性・有害性が確認された物質を規制対象として、各事業場が自主的な管理を行うように化学物質規制制度が変更されました。

GHS分類とは下記のような絵表示により、危険性・有害性を示しているものです。

絵表示					
概要	急性毒性(区分4)、皮膚腐食性・刺激性(区分2)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2A)、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分3)	急性毒性(区分1-3)	**金属腐食性物質** 皮膚腐食性・刺激性(区分1A-C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分1) ※太字は物理化学的危険性	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分1−2)、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)、吸引性呼吸器有害性	水性環境有害性

今までは、ごく限られた物質において有機溶剤予防規則や特定化学物質予防規則によって個別に規制があっただけですが、令和６年４月１日よりGHSの基準によって危険性・有害性が確認された全ての物質（現段階で約2,900物質）にラベル表示、安全データシート等による通知、リスクアセスメントの実施など一定の措置義務が必要となりました。

皆さんが日々の業務で取り扱うことがあるスプレー缶、洗浄剤、接着剤や、日常生活でも扱う木工用ボンド、ガソリンなども上記措置義務を行う必要がある化学物質が含まれている可能性が高いので、有機溶剤、特定化学物質を使用していないからといって無関係とはいえません。今一度、使用している塗料、洗浄剤等を確認してみてください。

また、新たな規制対象物質を製造、取り扱い、又は譲渡する事業場は化学物質管理責任者の選任が必要で、それに加え、作業に保護具（マスク、手袋、保護衣）を使用する場合は呼保護具着用管理責任者が必要となりました。

化学物質管理責任者については専門的講習を修了することが望ましいとされていますので、各講習機関で講習を受けるように努めてください。

※労働安全衛生法第57条の３によりリスクアセスメント対象の実施が義務付けられている危険・有害物質を製造する場合、化学物質管理責任者の専門的講習を受けた者を選任する必要がありますのでご注意ください。

詳しくは下記二次元コードからリーフレットをご参照ください。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制　→

業種や事業者規模に関わらず、化学物質管理者の選任が必要です。

2024年
4月1日～

殆どの企業が事業所ごとに対象となります

リスクアセスメント対象物を**製造**する事業所	リスクアセスメント対象物を**取り扱う**事業所（消毒液や塗料など製造の用途に供しないものも含む）
↓	↓
化学物質管理者は専門的講習の修了が**必要**	化学物質管理者は専門的講習の修了を**推奨** 但し、自ら専門的講習の内容を習得することでも可

化学物質管理者の職務

- ラベル、SDS（安全データシート）の確認及び化学物質管理に係るリスクアセスメントの実施の管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知・教育
- ラベル、SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業所の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

化学物質管理者専門的講習のご相談は愛知県下の労働基準協会へ

	電話番号
(公社)愛知労働基準協会	052-221-1436
(一社)名北労働基準協会	052-961-1666
名古屋東労働基準協会	052-882-3909
(一社)名古屋南労働基準協会	052-651-9246
豊橋労働基準協会	0532-54-2131
名古屋西労働基準協会	052-581-8086
岡崎労働基準協会	0564-52-3692
一宮労働基準協会	0586-48-5495
(一社)半田労働基準協会	0569-21-4440
(一社)刈谷労働基準協会	0566-21-6337
豊田労働基準協会	0565-28-9411
瀬戸労働基準協会	0561-82-2575
津島労働基準協会	0567-26-4603
江南労働基準協会	0587-55-2341
西尾労働基準協会	0563-56-0244

公益社団法人
愛知労働基準協会

安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

愛知労働局 Aichi Labour Bureau
& Labour Standards Inspection Office
労働基準監督署
あいち安全経営本舗

新たな化学物質規制体系に向け

リスクアセスメントを実施しましょう

1 業種や事業場規模に関わらずリスクアセスメントが必要です（安衛法第 57 条の 3）

- 平成 28 年 6 月 1 日、労働安全衛生法が改正され、通知対象物 *（ラベル表示・SDS 交付が義務づけられた物質）に対するリスクアセスメント実施が事業者の義務となりました。通知対象物の製造・取扱いを行う事業場は、業種や事業場規模にかかわらず、リスクアセスメントを行うことが必要です。
- 通知対象質に当たらない物質についても、リスクアセスメントの実施に努めることが必要です。

* 通知対象物　2021 年現在 674 物質、2024 年 4 月より 903 物質に。今後、国による GHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加予定。

リスクアセスメントの実施時期（安衛則第34条の2の7）

- **法律上の実施義務**

1 .対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
2 .対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
3 .前の 2 つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき
※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

- **指針による努力義務**

1 .労働災害発生時で、過去のリスクアセスメント（RA）に問題があるとき
2 .過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
3 .過去にRAを実施したことがないとき

リスクアセスメントの流れ

- リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。但し、令和 5 年 4 月 1 日以降、新たな化学物質規制のもと行うべき事項が増えていきますのでご留意ください。

ステップ 1　**化学物質などによる危険性または有害性の特定**（法第57条の3第1項）

↓

ステップ 2　特定された危険性または有害性による**リスクの見積り**（安衛則第34条の2の7第2項）

↓

ステップ 3　**リスク低減措置の内容の検討**（法第57条の3第1項）

（ステップ 1～3：リスクアセスメント）

↓

ステップ 4　リスクの見積りに基づく**リスク低減措置の実施**（法第57条の3第2項努力義務）

↓

ステップ 5　**リスクアセスメント結果の労働者への周知**（安衛則第34条の2の８）

2 新たな化学物質管理に向けて

- 令和 4 年 5 月 31 日、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）が公布され、リスクアセスメントを基軸とした新たな化学物質規制体系への移行が図られることとなりました。令和 5 年 4 月 1 日等を中心に施行されます。
- 新たな規制では、特定の物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は限定しない方式に大きく転換されます。
- リスクアセスメントに関わる事項として、化学物質にばく露される程度を最小限度にするための措置などの事項が衛生委員会の付議事項に追加されること、化学物質管理者を選任しリスクアセスメントの実施の管理などを行わせること、リスクアセスメントの結果等の記録を作成し保存することなどが新たに規定されます。
- 詳しくは、右二次元コードから愛知労働局ホームページをご覧ください。

保護具着用管理責任者教育のご案内

西尾労働基準協会
〒445-0062　西尾市丁田町五助６－１山田ビル4F
TEL/FAX （0563）56-0244

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により化学物質リスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を着用させる時は、「保護具着用管理責任者」を選任する事が義務付けられました。

本教育は、保護具着用管理責任者（安衛則第12条の6）を選任する為の教育となります。対象者はこの機会に受講されますようご案内いたします。

記

１．日　　時　　２０２４年5月２４日（金）　９：３０～１７：３０

２．場　　所　　西尾コンベンションホール　ルーム１
西尾市花ノ木町４丁目６４番地

３．定　　員　　４０名

４．会　　費　　会　員　１６,９８０円 【受講料　15,000円　　テキスト代　1,980円】
非会員　２１,９８０円 【受講料　20,000円　　テキスト代　1,980円】
（消費税含む）　　昼食は各自でご準備下さいますようお願いいたします。

５．申込方法　　別に定める申込書に所定事項を記入し、5月10日までに当協会事務局へ
郵送・FAX・メールでお申し込みください。
なお、講習実施７日前までに取消し連絡のない場合、会費の返却はいたしません。

6．修了証の交付　　全課程の修了者には、修了証を交付いたします。

7. 講習カリキュラム

内　　　　　容		時間
9:30～10:00	保護具着用管理	0.5
10:10～14:30	保護具に関する知識	3
14:40～15:40	労働災害の防止に関する知識	1
15:50～16:20	関係法令	0.5
16:30～17:30	保護具の使用方法(実技)	1

8. 持 ち 物　　受講票、筆記用具

会 場 地 図

445-0852　愛知県西尾市花ノ木町4丁目64番地　TEL: 0563-77-3887

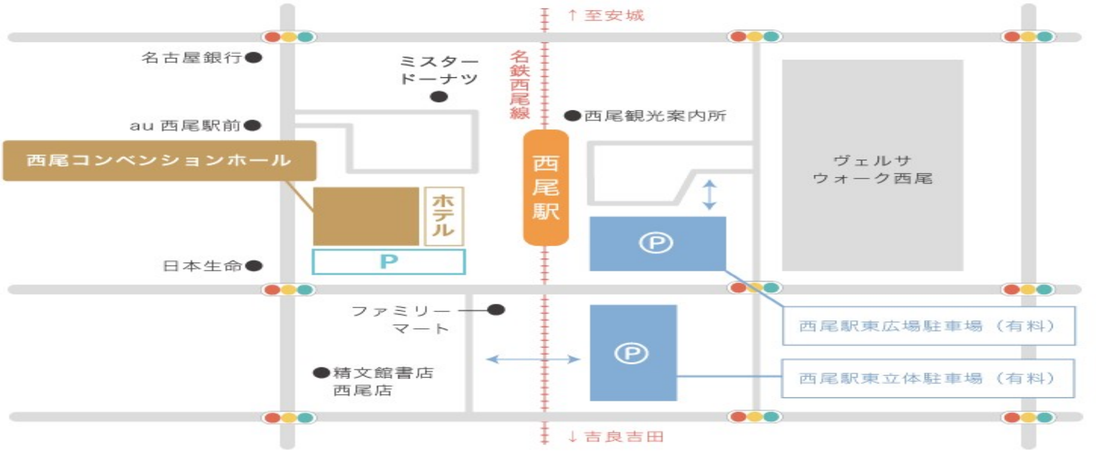

駐車場について　　　　　　　　　　　　　駐車料金は　受講生側の負担です

コンベンションホール	40台	ホール利用者は2時間まで無料 2時間以上1時間につき300円(入庫より24時間まで1,500円)
		ホール利用者以外は最初の1時間より300円
西尾駅 東広場駐車場	67台	30分無料、以降1時間100円(入庫より24時間まで1,000円)
西尾駅 東立体駐車場	300台	2時間無料、以降1時間100円 (入庫より24時間まで 1,000円)

6. 修了証の交付

協会 記入欄	協会	受付NO.	会員	非会員
受講 希望日	学科： 年 月 日	会場:		

※お電話等により受講予約を済ませた上でご記入ください。

口 保護具着用管理責任者申込書

１．受講者の情報　＜申込日＞ 年 月 日

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
言語 Language	日本語の能力に不安がある場合は丸印を付けてください If you are concerned about Japanese ability, please circle it. ①通訳を自分で用意（人数： 人） I prepare an interpreter myself.		
住所	〒 － 都道府県 集合住宅の場合、名称・棟・部屋の番号		
連絡先	電話： FAX： E-mail:		

２．お勤め先の情報…個人申込みの方は記入不要

事業所名		
所在地	〒 －	
担当者	所属：	氏名：
連絡先	電話： FAX： E-mail:	

３．振込名義人…お振込み名義が受講者氏名または事業所名と異なる場合、以下の「振込名義」欄をご記入ください。

振込名義		振込予定日	

テキスト 要否	要 ・ 否

＜ご注意＞①太枠内を黒のボールペンで楷書でご記入下さい。
②「１．受講者の情報」は修了証記載事項になりますので、正確にご記入ください。

個人情報の利用目的について
お客様からご提供いただいた情報は、お申込みいただいた講習会の受講者管理の目的で利用します。
お客様の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

西尾労働基準協会長殿

案内書の内容を確認の上、本記入事項に虚偽無く申し込みます。

西尾会場

事業計画より　講習・教育を抜粋

改訂　令和6年2月27日
2025年2,3月研修会場決定に伴う変更
西尾労働基準協会

令和6年度(2024年度)　技能講習、特別教育、安全教育

確定版

		対象	労働安全衛生法	会場 上段:学科 下段:実技		令和6年 2024年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 2025年 1月	2月	3月	受講料(円)		内訳 上:受講 中:テキ 下:食事	食事

西尾市文化会館の改修（2023/6～2025/1）により　学科は西尾コンベンションホールで行います

技能講習(愛知労働基準協会主催)

講習	対象	労働安全衛生法	区分	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講料(円)	内訳	食事
ガス溶接作業（学科2日、実技1日）	従事者	第61条	学科	西尾コンベンションホール						12							13,780	12,900 880 —	学科:昼食各自持参 実技:昼食各自持参
			実技	アイシン						14									
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者（学科2日）	監督者	第14条	学科	西尾コンベンションホール			13,14		1,2								13,780	11,800 1,980 —	学科:昼食各自持参
			実技	—			—		–										

特別教育(西尾労働基準協会主催)

西尾協会は2024年度よりインボイス対応となります

教育	日数	対象	労働安全衛生法	区分	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	会員区分	受講料(円)	内訳	食事
アーク溶接	(3日)	従事者	第59条	学科	西尾コンベンションホール								6,7					会員	21,210	20,000 1,210 —	学科:昼食各自持参
			3項	実技	アイシン								9					非会員	26,210		実技:昼食各自持参
自由研削といし	(1日)	従事者	第59条	学科	アイシン								22					会員	11,320	10,000 1,320 —	昼食各自持参
			3項	実技	アイシン													非会員	16,320		

法定安全教育(西尾労働基準協会主催)

教育	日数	対象	労働安全衛生法	区分	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	会員区分	受講料(円)	内訳	食事
化学物質管理責任者 *CREATE-SIMPLE実習あり*	(1日)	管理者	安衛則第12条の5	学科	西尾駅前 西尾コンベンションホール			28			20 無料 フォロー会	25						会員	16,980	15,000 1,980 —	学科:昼食各自持参
																		非会員	21,980		
保護具着用管理責任者	(1日)	管理者 10～49名	第12条 2項	学科	西尾駅前 西尾コンベンションホール		24			23	注意）特化物、有機溶剤、鉛　受講で 保護具着用管理者選任できます							会員	16,980	15,000 1,980 —	学科:昼食各自持参
																		非会員	21,980		
安全衛生推進者養成	(2日)	管理者 10～49名	第12条 2項	学科	西尾文化会館										23, 24			会員	17,430	16,000 1,430 —	学科:昼食各自持参
																		非会員	22,430		
安全管理者選任時	(1日)	管理者 50名以上	第11条	学科	西尾文化会館											28		会員	18,650	17,000 1,650 —	学科:昼食各自持参
																		非会員	23,650		
職長・現場監督者 安全衛生	(2日)	監督者	第60条	学科	西尾文化会館											6, 7		会員	13,880	13,000 880 —	学科:昼食各自持参
																		非会員	18,380		
雇入時(新入者) 安全衛生	(1日)	新入者	第59条	学科	車無しの新人の為 西尾コンベンションホール												28	会員	7,880	7,000 880 —	学科:昼食各自持参
																		非会員	12,880		

愛知労働局管内死亡災害発生状況（　令和6年2月8日　現在の速報値）

※（　）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種 ＼ 年別		令和5年(速報値)	令和4年同時期(速報値)	令和4年確定値
製造業		**8**	**7 (2)**	**8 (2)**
	食料品製造業		1	1
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属	3	1 (1)	1 (1)
	金属製品	1	2	2
	一般・電気・輸送用		2	3
	その他	4	1 (1)	1 (1)
建設業		**6 (1)**	**12**	**12**
	土木工事業		4	4
	建築工事業	4 (1)	6	6
	その他	2	2	2
陸上貨物運送事業		**8 (2)**	**4**	**4**
商業		**4 (2)**	**2 (1)**	**2 (1)**
	卸売業	2	2 (1)	2 (1)
	小売業	2 (2)		
	その他			
清掃・と畜業		**5**		
上記以外の事業		**2 (1)**	**11 (4)**	**11 (4)**
合計		**33 (6)**	**36 (7)**	**37 (7)**

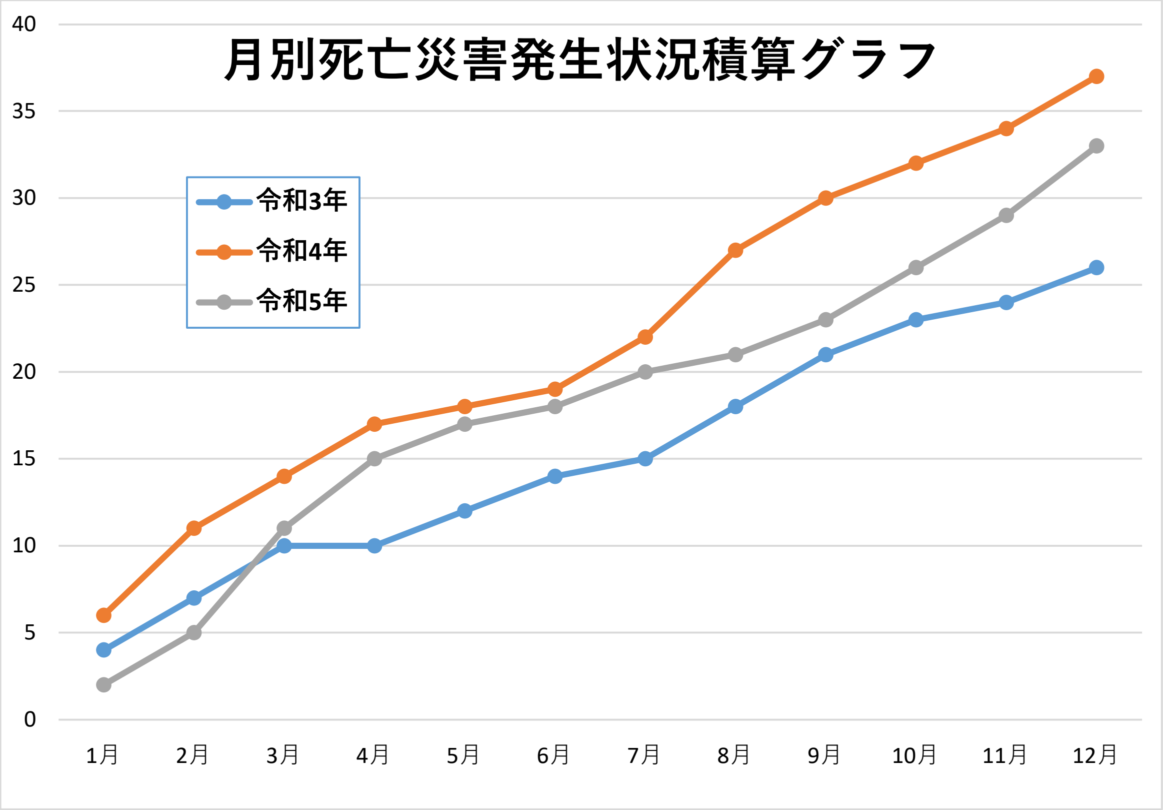

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5.2.18. 2023 0:30	その他 起因物なし	長時間にわたる過重な労働により、くも膜下出血を発症したもの。
		事業場規模 1000名以上　業種 教育・研究業　50代　教授　経験 28年
R5.12.21. 2023 10:20	墜落・転落 足場	11階建て共同マンションの外壁塗装工事現場において、足場11層目で足場解体作業中に墜落した。
		事業場規模 9名以下　業種 その他の建設業　20代　作業者　経験 6年

令和5年　西尾支署業種別労働災害発生状況

令和6年1月末現在

業種＼年別		令和5年		令和4年		増　減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製造業		57		74		−17	−23.0%
	食料品製造業	11		12		−1	−8.3%
	繊維工業	1		4		−3	−75.0%
	鉄鋼業	7		14		−7	−50.0%
	金属製品	4		7		−3	−42.9%
	一般機械器具	7		7		0	0.0%
	輸送機械製造	14		9		+5	+55.6%
	上記以外の製造業	13		21		−8	−38.1%
建設業		10		23	1	−13	−56.5%
	土木工事業			6		−6	−100.0%
	建築工事業	6		14	1	−8	−57.1%
	その他の建設業	4		3		+1	+33.3%
陸上貨物運送事業		14		10		+4	+40.0%
小売業		23		31		−8	−25.8%
	新聞販売	3		3		0	0.0%
	その他の小売業	20		28		−8	−28.6%
通信業				1		−1	−100.0%
社会福祉施設		14		20		−6	−30.0%
飲食店		8		7		+1	+14.3%
清掃・と畜業		6		7		−1	−14.3%
上記以外の事業		22		44		−22	−50.0%
合計		**154**	**0**	**217**	**1**	−63	−29.0%

※　死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

（令和6年1月末現在・旧年発生分）

業種		6年1月受付件数	5年発生件数	4年同期	業種	6年1月受付件数	5年発生件数	4年同期
製造業	小計	3	57	74	土石採取業			
	食料品製造業	1	11	12	建設業		10	22 (1)
	繊維工業・繊維製品製造業		2	4	道路旅客運送業		1	
	木材木製品・木製家具製造業			1	道路貨物運送業		12	10
	紙加工品製造業・印刷製本業				陸上貨物取扱業		2	
	化学工業		7	9	商業		28	35
	窯業・土石製品製造業		2	6	金融・広告業			1
	鉄鋼業・非鉄金属製造業		9	19	保健衛生業	1	16	47
	金属製品、金属家具製造業		4	7	接客娯楽業		11	10
	一般機械器具製造業		7	7	清掃業	1	6	7
	電気機械器具製造業				ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業	2	14	9	その他の事業		11	10
	その他の製造業		1		合計	5	154	216 (1)

（　）内は死亡者数を外数で表す。